

学校経営のポイント

## “裁判員制度の開始”とその趣旨

若井 彌一

平成 21 年 5 月 21 日、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(以下、「裁判員法」という)に基づいて、裁判員制度が開始された。平成 16 年 5 月 28 日に法律が公布されてから(法律第 63 号)、約 5 年後の制度のスタートとなった。

新型インフルエンザの国内感染者数が増加を続けており、各学校では自校の児童・生徒や教職員のなかから感染者が出ないようにとの懸命の取り組みが続いている最中であるが、今回は、あえて裁判員制度の開始とその趣旨をテーマとして解説してみたい。

### 裁判員法の趣旨

裁判員法では、同法の趣旨について、次のように定めている。

第 1 条 この法律は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法(昭和 22 年法律第 59 号)及び刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)の特則その他の必要な事項を定めるものとする。

一読すればわかるように、裁判員法は、内容的には、裁判員が参加する刑事事件に関して、裁判所法と刑事訴訟法の特則その他の必要な事項を定めている法律である。そして、裁判員制度については、「国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与すること」が、「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」ものであるという意義づけが行われている。

開始された裁判員制度が、このような趣旨、あるいは意義づけどおりに定着していくためには、裁判員として選任された人々が、各人に期待されている

任務を適正に遂行していくことが必須の課題であることはもちろんである。

### 裁判員の任務

裁判員法によれば、裁判員が参加する刑事裁判の対象事件は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件、裁判所法第 26 条第 2 項第 2 号に掲げる事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの(に該当するものを除く。)とされている(第 2 条第 1 項)。なお、一定の事由により裁判員を除外する場合があるが、その内容については説明を省略する(第 3 条)。

これらの事件に係る刑事裁判に裁判員が参加する合議体の裁判官の員数は 3 人、裁判員の員数は 6 人とされている(第 2 条第 2 項)。ただし、裁判官 1 人と裁判員 4 人から成る合議体を構成することがある(第 2 条第 3 項)。

裁判員の任務は、裁判官と裁判員の合議事項とされている、事実の認定、法令の適用、刑の量定に関し、適正な判断をすることである(第 6 条第 1 項)。(ア)法令の解釈に関する判断、(イ)訴訟手続に関する判断(少年法第 55 条の決定を除く。)等については裁判員は関与せず、「構成裁判官の合議」によるものとされている(第 6 条第 2 項)。

一部の刑事裁判に限定されてはいるものの、広く「衆議院議員の選挙権を有する者の中から」裁判員法で定めるところにより選任される裁判員(第 13 条)が参加する刑事裁判制度は、関係者の地道な努力によって徐々に定着と信頼の度を増していくことが期待される。学校教育においても、機会をとらえて、児童・生徒への啓発・指導に努めたい。

(わかい・やいち=上越教育大学長)

●最新刊好評発売中！ 市川 昭午【著】 A5判上製 351 頁・定価 3,780 円 教育開発研究所

## 『教育基本法改正論争史—改正で教育はようになる』

■好評発売中！ 免許状更新講習、「指導改善研修」、新教育課程への移行等の対応は万全か！

『教員の養成・免許・採用・研修』若井 彌一【編著】 A5 判 370 頁定価 3,570 円